

## 漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

### 1 制限措置の内容

- (1) 漁業種類 ばいかご漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 10トン未満
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 下表のとおり
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
旭市飯岡灯台 135 度（真方位による。以下同じ。）の線からいすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 1 号）正東の線に至る海域	10 月 16 日から翌年 8 月 31 日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	14 隻
いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱（漁業権基点北 1 号）正東の線から富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点）を順次結んだ線までの千葉県海面。ただし、ばい漁業を内容とする共同漁業	5 月 1 日から 12 月 31 日まで	〃	8 隻

権漁場を除く。			
富津市富津岬突端（北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点）、第 1 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点）、第 2 海堡中心点（北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点）、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市鴨居観音埼突端（北緯 35 度 15 分 23 秒東経 139 度 44 分 45 秒の点）を順次結んだ線以北の千葉県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで	〃	7 隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 4 年 1 月 1 日から 1 月 3 1 日まで